

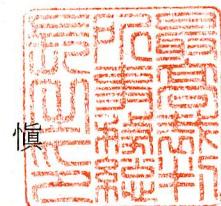
最高裁秘書第1526号

令和4年5月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



慎

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習生に対する、国家公務員災害補償法に基づく補償実績が書いてある
文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年9月7日付け（同月9日受付）

2 答申番号

令和4年度（最情）答申第1号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）